

札幌市エコエネクラブ（太陽光発電）運営規約

（目的）

第1条 札幌市エコエネクラブ（太陽光発電）（以下、「本会」という。）は、札幌市（以下、「当市」という。）が実施する「札幌市・一般住宅への太陽光発電設備の導入によるCO₂削減プロジェクト」の一環として、本会の会員が太陽光発電設備を使用することで削減された二酸化炭素排出量を、J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省及び農林水産省）に定める認証委員会からJ-クレジットとして認証を受け、創出されたJ-クレジットを地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等に利用することを目的に活動を行う。

（管理及び運営）

第2条 本会の管理及び運営は、当市が行う。

2 本会の代表者は、札幌市環境局環境都市推進部長とする。

（入会申込）

第3条 本会に入会しようとする者は、「札幌市エコエネクラブ（太陽光発電）入会申込書」（様式第1号）に当市が交付する太陽光発電設備の設置に係る補助金の申請書類等の設備導入を確認できる書類の写しを添えて、当市に提出するものとする。

（入会資格）

第4条 本会に入会しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 平成28年4月1日以降に、排出削減事業計画に定める基準を満たす太陽光発電設備を札幌市内の住宅に設置していること。
- (2) 発電量及び売電量が表示できるエネルギー表示器を有し、発電実績の報告に協力すること。
- (3) 本会に登録する太陽光発電設備を、他の排出削減事業等に登録していないこと。
- (4) 太陽光発電設備の利用による環境価値（二酸化炭素削減効果）を本会に譲渡すること。
- (5) 発生したクレジットの寄附に対する税制上の減免措置について、当市が特段の対応をしないことに同意すること。

（業務の内容）

第5条 会員は、第1条に規定する目的のために、次に掲げる業務を当市に委託する。

- (1) J-クレジット制度認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- (2) J-クレジット制度認証委員会への排出削減実績報告（J-クレジットの認証申請）に係る業務
- (3) 認証されたJ-クレジットの換価に関する業務
- (4) 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等への活用に係る業務

（報告）

第6条 会員は、事務局からの要請があった場合は、同事務局が指定する日までに、「発電実績報告書」（様式第2号）に別に定めた方法により撮影した写真等を添えて、事務局宛てに提出すること。

2 本会は、会員に対して、前条に規定する業務について、当市ホームページへの掲載又は報告書の郵送等にて、報告を行うものとする。

3 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を当市に報告しなければならない。

(1) 太陽光発電設備が損傷又は滅失したとき。

(2) 太陽光発電設備を処分（売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするとき。

(3) 太陽光発電設備を増設しようとするとき。

（販売代金の受領）

第7条 第三者より支払われる代金は、当市がこれを受領する。

（退会）

第8条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、当市に「札幌市エコエネクラブ（太陽光発電）退会届」（様式第3号）を提出するものとする。

2 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

(1) 第4条に定めた入会資格を喪失した場合

(2) 会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

（会費）

第9条 本会の会費は、無料とする。

（存続期間）

第10条 本会の存続期間は、J-クレジット制度の実施期間である2031年3月31日までとする。

ただし、J-クレジットの売却状況等、同制度に関する状況の変化等に応じて、本会の存続期間を適宜見直すこととする。

（規約の改訂）

第11条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改訂できるものとする。なお、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第12条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

（事務局）

第13条 本会の事務局を札幌市環境局環境都市推進部に置く。

平成30年3月29日制定